

## 大磯町暴力団排除条例の解説

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

### 【解説】

地域社会から暴力団を排除するためには、町及び町民の責務等を明らかにするとともに、暴力団排除の推進に必要な事項を定め、取り組みの姿勢を明確にする町条例の制定が必要です。そのため、暴力団排除に関する施策を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的として規定しています。

### [参考]

神奈川県暴力団排除条例 第1条

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び事業者団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策、少年（20歳未満の者をいう。以下同じ。）の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は町民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有

する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(6) 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者(町内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。)をいう。

(7) 公の施設 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。

(8) 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

#### 【解説】

本条例における用語の定義を規定しています。

#### [参考]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6. 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

#### [参考]

地方自治法 (抜粋)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

#### [参考]

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、

当該公の施設の管理を行わせることができる。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は町民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、町、県、他の市町村、事業者、町民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

【解説】

地域社会から暴力団排除を推進する上では、暴力団が事業活動又は町民生活に不当な影響を生じさせる存在であることを認識し、暴力団排除・暴力団追放として広く普及している「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」という暴力団3ない運動の精神を盛り込み、『暴力団を恐れないこと』、『暴力団に協力しないこと』、『暴力団を利用しないこと』を基本に、町、県や他の地方公共団体、町民、事業者及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が一丸となり、相互に連携及び協力して暴力団排除を推進しなければならないことを規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第3条

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は県民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、県、市町村、事業者、事業者団体、県民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の2第1項の規定により公安委員会から指定を受けた者をいう。）との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 町は、県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

町は、その責務として、県及び警察その他暴力団を排除する関係団体と連携を図る

ことにより、暴力団排除に関する施策を推進するとともに、暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態や、暴力団員による不当な行為への対処方針及び対処方法に関する助言及び指導など、暴力団排除に有益と認められる情報を関係団体に提供し必要な支援を行うことを規定しています。

[参考]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第 32 条の 2 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

1. 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。
  2. 次項第 3 号から第 5 号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意思を有する者（第 3 項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力団追放相談委員」という。）が置かれていること。
  3. その他次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。
- 2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
1. 暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
  2. 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
  3. 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
  4. 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
  5. 暴力団から離脱する意思を有するものを助けるための活動を行うこと。
  6. 公安委員会の委託を受けて第 14 条第 2 項の講習を行うこと。
  7. 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とするものをいう。）の業務を助けること。
  8. 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
  9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条に規定する少年指導委員に対し第 4 号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
  10. 前各号の事業に付帯する事業

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第4条

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の2第1項の規定により公安委員会の指定を受けた者をいう。）との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、市町村が行う暴力団排除に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【解説】

暴力団排除に関する町民及び事業者の役割の重要性を踏まえ、暴力団排除を実現するためには警察を含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、町民が暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、町及び警察に対し情報提供を行うなど積極的な役割を果たすことや、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第7条

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 町は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、指定管理者が公の施設の管理の業務において、暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

町民と一体となって社会全体で暴力団排除を推進するためには、行政自らが法令を

遵守し、その公務の適正さを保つ必要があります。そのため、暴力団員等による不当要求行為に対して、法令順守のための統一的な対応方針や体制を整備するとともに、職員や指定管理者が組織的に対応するなど、町が講ずべき必要な措置について規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第8条

(職員等への不当な要求に対する措置)

第8条 県は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第11条第2項において同じ。）が公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第11条において同じ。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町の契約事務における暴力団排除)

第7条 町は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の町が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

町が実施する公共工事の発注など、契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、運営に資することとならないよう、例えば暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有すると認めるものを、町が実施する入札への参加制限を行うなど、必要な措置を講ずることを規定しています。なお、「暴力団員等と密接な関係を有するもの」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団員等を利用している者
- ・暴力団員等に対して資金を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与する者
- ・暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用、使用している者
- ・暴力団若しくは暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している業者等である事を知りながら、下請契約等をしている者
- ・暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど、社会的に非難される関係を有している者

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第9条

(県の契約事務における暴力団排除)

第9条 県は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における暴力団排除)

第8条 町は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

町が発注する公共工事などの契約のほか、補助金等の給付行政が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないようにするため、町が講ずべき必要な措置を規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第10条

(給付金の交付における暴力団排除)

第10条 県は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団排除)

第9条 町は、その設置する公の施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等に行わせてはならない。

2 町長、教育委員会及び指定管理者は、町が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

【解説】

公共施設の管理者から暴力団の介入を排除するとともに、公共施設の利用が暴力団の利益とならないよう、利用の承認をしないこと又は利用を取り消すことができるなどの必要な措置を規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第11条

(公の施設の管理における暴力団排除)

第11条 県は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 知事、教育委員会及び指定管理者は、県が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

(町民に対する支援)

第10条 町は、町民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

町が町民に対して、暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、相互に連携協力を図りながら、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等の、暴力団排除に資する情報の提供など必要な支援を行うことを規定しています。

[参考]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力団排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力団排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第12条、第13条



(危害が及ぶおそれがある者の保護)

第 12 条 警察本部長は、暴力団排除の実施に取り組んだことその他の理由により、暴力団員等から生命、身体又は財産に対し危害を加えられるおそれがある者があるときは、当該危害を防止するため、警察官による保護の実施、当該保護の実施のために必要な体制の確立、必要な資機材の貸与その他の必要な措置を講ずるものとする。

(訴訟の支援)

第13条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等の犯罪行為による被害に係る損害賠償請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

(広報及び啓発)

第 11 条 町は、町民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする

【解説】

町民及び事業者が暴力団排除の重要性についての理解を深めるために、町が広報及び啓発を行うべきことを規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第14条

(広報及び啓発)

第14条 県は、県民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 12 条 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

【解説】

暴力団やその関係企業の活動は流動的であり、その排除を徹底するためには国や他の地方公共団体をはじめ、管轄する警察署などとの連携が不可欠であることから、情報収集やその他必要な協力を求め暴力団排除の効果的な推進に努めることを規定しています。

[参考]

神奈川県暴力団排除条例 第15条

(国及び他の地方公共団体との連携)

第15条 県は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

(意見の聴取)

第13条 町長又は教育委員会は、暴力団を排除しようとする場合において必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長の意見を聴くものとする。

【解説】

暴力団排除をしようとする場合において、神奈川県警察本部長の意見を聴くことについて規定しています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほかに、この条例の施行に必要な事項がある場合には、町長が規則等において定めることができることを規定しています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日について規定しています。